

発達に困難を抱える子どもの非行（虞犯・触法・犯罪）の 実態と支援の課題

—少年鑑別所・少年院の職員への全国調査から—

(中間報告)

白梅学園大学 内藤 千尋
大阪体育大学 田部 絢子
東京学芸大学 高橋 智

Study on the Situations and Challenges in Supporting Children with Juvenile Delinquents and Developmental Disabilities: Nation-Wide Surveys to Staffs in Juvenile Classification Centers and Juvenile Training Schools

Shiraume Gakuen University, NAITOH, Chihiro

Osaka University of Health and Sport Sciences, TABE, Ayako

Tokyo Gakugei University, TAKAHASHI, Satoru

要 約

本研究では、発達障害やそれに類似した発達困難を抱える子どもの非行（虞犯・触法・犯罪）とそれに対する発達支援の実態と課題を明らかにしていくために、全国の少年院職員への面接法調査を行った。本調査は法務省矯正局少年矯正課との共同研究のもとに実施した。今回の調査から、少年院において発達障害等の診断・判定がついていない場合にも、多様な発達の遅れや困難を抱えている事例が少なくないことが明らかとなった。再非行防止の観点からも就労・社会的自立までに、教育機関において教科学習や対人関係、基本的な生活スキル等について身につけていくことが不可欠である。そのためには少年院出院後の進路として、高校・特別支援学校高等部・専修学校・職業訓練校等への進学が望まれるが、受入先の確保を始め、教育・支援の機会をいかに保障していくかが焦点の課題である。

【キー・ワード】 非行, 少年院, 発達障害, 発達困難, 特別ニーズ教育

Abstract

The purpose of this study was to clarify situations and challenges to support children with juvenile delinquents and developmental disabilities in juvenile training schools through nation-wide surveys to staffs in juvenile training schools. It was carried out in joint research with Official in the Ministry of Justice Juvenile Treatment Division Correction Bureau Ministry of Justice. It is essential for children to have basic education, learn interpersonal relationships and basic life

skills in school and experiences of collective activities and internship is essential, before employment and social independence. To achieve this, as out of juvenile training schools, admission to high school, high school course of school for special needs education, continuing education, vocational education is desirable. It is an urgent issue, including the securement of the host institutions, on how to guarantee the opportunities of education and support.

【 Key words 】 Delinquency, Juvenile Training School, Developmental Disabilities, Developmental Difficulties, Special Needs Education

問題と目的

近年、発達障害と学校不適応やいじめ・被虐待、非行・触法との関係が注目されてきており、児童養護施設・児童自立支援施設・自立援助ホームや少年院にも ADHD・アスペルガー症候群などの発達障害あるいはそれに類似した発達の困難を有し特別な配慮を要する子どもが少なからず入所していることが徐々に明らかとなってきた（内藤ほか：2012・2013a・2013b，高橋ほか：2012，教育新聞社：2013，内外教育編集部：2013）。2009年に法務省矯正局が実施した全国少年院職員に対する意識調査でも、少年院の現状に関する問題の2番目に多い回答で「処遇困難者の増加」が報告されているが、発達障害やそれに類似した発達の困難を有する少年が、どのような点で「処遇困難」と見られているのかを丁寧に探ることが求められている。それゆえに本研究では、少年院における発達障害やそれに類似した発達の困難を有し、特別な配慮を要する少年が抱える困難の実態と支援の課題を、全国の少年院職員への調査を通して明らかにしていく。

方 法

調査は法務省矯正局少年矯正課との共同研究のもとに実施した。

①調査対象：全国の少年院職員。

②調査内容：生活面の困難と支援内容，対人関係の困難と支援内容，学習指導，職業補導，特別活動，日記指導等の困難と支援内容，問題群別指導（非行態様別指導等を含む）や被害者の視点を取り入れた教育等を行う上で対応に苦慮した内容と指導の工夫，関係機関との連携，出院に向けた指導内容，出院後に見られる困難とアフターケア，自立や社会復帰に向けた処遇・支援の課題。

③調査方法：半構造化面接法。全国 52 施設の少年院に郵送・電話による調査依頼を行い，調査協力を得られた 48 施設の少年院を直接訪問し，職員 60 名への半構造化面接法による聞き取り調査を実施した。

④調査期間：2013年1月～7月。

⑤結果の分析方法：半構造化面接法により得られた調査結果を文字化して複数名で検討を行い，コード化した。その上で困難の背景にある特性や支援方法の視点でカテゴリー化を行った。少年院 1 施設において複数名で回答いただいた場合でも 1 施設としてカウントし，48 施設からの回答として計

算した。全コード数（のべ施設数）を母数（N 施設）として各質問項目におけるカテゴリーの割合を算出した。

結 果

調査を実施した少年院 48 施設（入院者全体数は調査日時時点で 2,946 名）のうち、30 施設から「ここ数年の間に発達障害の診断のある少年が入院している」と回答された。発達障害の診断あるいは疑いのある少年はいないと明確に答えたのは 1 施設で、残りの施設では発達障害等の診断はなくとも、グレーゾーンの少年や何らかの配慮を要する少年がいると回答している。

（１）生活・対人・作業面における困難と支援

言語理解力や語彙力の低さから「指示をうまく理解できない」「言葉で表現することが苦手」「落ち着きがない」ことが、困難の具体的な状況として挙げられた。複数の情報処理も難しく、同時に二つの指示を受けることで職業補導等についていけない様子も回答された。対人面では、少年院入院までの環境による二次的的症状として「職員の助言や注意等を差別的・被害的に受けとりやすい」ことも回答された。また対人関係面では問題がなく、一見「発達障害等の調査該当者ではない」と捉えられがちな少年のなかに、身体の不器用さを抱えている者が少なくないことが示された。具体的には「手と足をうまく動かせない」「音楽やリズムに合わせて行進等ができない」「洋服がうまく着替えられない」などの不器用さが回答されている。感覚情報調整処理障害による困難では「音の過敏」が最も多く回答され、次いで「衣類や触れること」等の触覚過敏が挙げられた。

具体的な支援として「作業等において一つひとつ具体的に話・指示をする」「具体的な語彙・言葉を教える」「ステップに分けての説明、作業工程の間で受けるチェックの回数を増やす」等が行われていた。視覚的提示による支援では、例えば「生活のしおり」（少年院内の生活の方法などを解説した手引）に写真や絵を多く取り入れる工夫がされていた。また個々の支援を、周囲の少年が「特別扱い」と捉えてトラブルになることがあるが、これを避けるために周囲の少年の理解を促す取り組みが行われていた。

（２）問題群別指導・非行態様別指導の困難と工夫

少年院では自身の非行に対する振り返りや指導（問題群別指導・非行態様別指導）がなされている。問題群別（非行態様別）指導や被害者の視点を取り入れた教育においては、認知・理解力の困難さから「相手の気持ちや立場を理解できない、想像できない」が最も多い特徴として回答された。また生育歴のなかで基本的な社会性を身につける機会がなく「非常識なことを当たり前と思っている」ことも回答された。それらに対する支援では「本人の特性・理解力に合わせた方法の工夫」として図・絵で具体的に示す、「時間をかけて話を聞く」「繰り返し指導・話をする」ことのほか、「アンガーマネジメント」講座等の取り組みも行われていた。非行に家族問題が大きく影響している場合も少なくないため、「親子関係の調整」も重要な支援として回答された。

（３）出院準備期の支援と出院後の困難

出院に向けて「具体的なトラブルの対応方法を伝える」こと、関係機関と連携して「障害者手帳の

習得を行う」「実際の職場の面接につれて行く」ことが回答された。また出院準備寮に移動して、ある程度自主性が保たれた環境での生活を徐々に行う少年院もみられた。出院後の困難では「居場所・環境」16施設 28.1%，次いで「就労・入所の継続」9施設 15.8%（n=57）が挙げられたほか、「少年院での生活・環境と社会とのギャップ」にうまく適応できない少年の姿も回答された。そもそも出院後の少年の様子について「把握できていない」15施設 26.3%（n=57）ことも数多く回答され、出院後の少年の状況に関して保護観察所等からの報告でしか把握ができない実態が示された。

おわりに

本研究では、法務省矯正局少年矯正課との共同研究のもとに、少年院における発達障害やそれに類似した発達の困難を有し特別な配慮を要する少年が抱える困難の実態と支援の課題を、全国の少年院職員への調査を通して明らかにしてきた。発達障害等の診断・判定がついていない場合や非行性の面から医療少年院や特殊教育課程以外の少年院に送致されている少年にも、多様な発達の遅れや困難を抱えている事例が少なくないことが明らかとなった。こうした少年を「従来に見られなかった処遇困難なタイプ」として捉えがちであるが、「処遇困難」ではなく「発達に遅れや困難を有しており適切な処遇を受けられずに困っている少年」として捉えることが何より重要である。

少年が出院後に居場所がないこと等で再非行へと至りやすいことが明らかとなったが、就労・社会的自立までに、教育機関において教科学習や対人関係、基本的な生活スキル等について、多様な集団活動やインターンシップの経験を通して身につけていくことが不可欠である。そのためには少年院の出院後の進路として、高校・特別支援学校高等部・専修学校高等課程等の後期中等教育あるいは職業教育・継続教育・高等教育（職業訓練校、職業能力開発校、専修学校専門課程、短大・大学）への進学が望まれるが、受入先の確保を始め、発達支援の保障が焦眉の課題である。

発達障害等やそれに類似する困難を抱えている子ども達は、時間はかかっても適切な発達支援を通して大きく成長・発達する。少年院に入院する少年は深刻な生活環境のなかで生きてきたため、発達に各種の困難を抱えている場合が少なくないが、それゆえにより長期の丁寧な「学び」の機会を提供し、発達を保障することで「生きる力」をつけていく発達支援が何よりも大切である（高橋：2014，毎日新聞社：2014）。

引用文献

- 教育新聞社（2013）自立援助ホームの発達障害など入所者に関係機関との連携のもとに継続的支援を—高橋智東京学芸大学教授ほかが調査結果発表—、『教育新聞』2013年8月12日付。
- 毎日新聞社（2014）自立援助ホーム4人に1人未就労—本紙アンケート「貯金なく自立困難」—就労支援が必要—東京学芸大・高橋智教授（特別支援教育）の話—、『毎日新聞』2014年3月7日付。
- 内外教育編集部（2013）入所者3割に発達障害—児童自立支援施設の実態と支援に関する調査—、『内外教育』第6218号，2013年1月15日付。

内藤千尋・田部絢子・横谷裕輔・高橋智（2012）児童自立支援施設における発達障害児の実態と支援に関する調査研究—全国児童自立支援施設併設の分校・分教室の教師調査から—、『東京学芸大学紀要総合教育科学系』63。

内藤千尋・田部絢子・高橋智（2013）児童自立支援施設における発達障害児の実態と支援に関する調査研究（第3報）—全国児童自立支援施設職員および分校・分教室教師調査から—、『東京学芸大学紀要総合教育科学系Ⅱ』64。

内藤千尋・田部絢子・高橋智（2013）自立に困難を抱える発達障害青年の実態と支援の課題—全国自立援助ホーム職員調査を通して—、『SNE ジャーナル』19(1)。

日本教育新聞社（2014）少年院対象に配慮必要な実態と支援を共同研究—高橋・東京学芸大教授ら—、『日本教育新聞』2014年8月4日付。

高橋智・内藤千尋・田部絢子（2012）児童自立支援施設における発達障害児の実態と支援に関する調査研究—全国児童自立支援施設職員調査から—、『SNE ジャーナル』18(1)。

高橋智（2014）矯正教育と特別支援教育の連携・協働の課題—全国少年院発達障害調査（法務省矯正局少年矯正課との共同研究）を通して—、『矯正教育研究』59。

